

奈良市バリアフリー基本構想

【市全域版】

令和6年12月

奈 良 市

だれもがいきいきくらし、気軽に出かけられる古都奈良 ～安全・安心で快適な生活と観光の共生を目指して～

我が国は、人口の減少と高齢化の進展により、65歳以上の高齢者が総人口に占める割合が29.1%にのぼる超高齢社会となりました。こうした中、高齢者や障害者、妊産婦、子育て世代、外国人も含めたあらゆる人が円滑に社会活動を営むことができる社会を実現するための環境の整備が求められております。



本市におきましては、これまで平成26年3月策定の「奈良市バリアフリー基本構想」や令和2年3月策定の「奈良市ユニバーサルデザインマスタープラン」に基づき、当事者団体の方や公共交通事業者、学識経験者、関係行政機関などが参画する協議会に諮りながら、バリアフリー整備事業の進捗管理等を行ってまいりました。

近年では、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)」の改正において、「心のバリアフリー」に係るソフト面の対策強化や、公立小中学校のバリアフリー整備が義務化される等、共生社会の実現に向けたバリアフリー化を推進していく機運はますます高まっています。

このような状況において、本市においても、現行の「奈良市バリアフリー基本構想」については策定から約10年が経過していることから、現状に即した内容とするために計画を見直し、また、年次的に市内の全駅周辺を重点整備地区とすることで、さらなるバリアフリー化を推進してまいりたいと考えています。

また、本基本構想では、「だれもがいきいきくらし、気軽に出かけられる古都奈良～安全・安心で快適な生活と観光の共生を目指して～」を基本理念として、性別や年齢、障害の有無、文化の違い等を超えて、ひとりひとりが主役となり、まち全体でのバリアフリー化に取り組むことで、だれもが社会に参加できる環境づくりを目指してまいります。

結びに、本基本構想の改定にあたりまして、ワークショップやアンケート調査等により貴重なご意見をお寄せいただいた市民の皆様、「奈良市移動等円滑化促進協議会」の委員の皆様をはじめ、貴重なご意見やご提言、多大なご協力をいただきましたすべての方々に心から感謝を申し上げます。

令和6年12月

奈良市長 仲川 伸

目次

1 奈良市バリアフリー基本構想策定について	1
(1) 基本構想策定の背景と目的	1
(2) バリアフリー関連の法改正	2
(3) バリアフリー法の基本的枠組み	3
(4) 基本構想の位置づけ	4
2 奈良市の概況.....	5
(1) 位置	5
(2) 人口・高齢者数・障害者数の状況	6
(3) 子育て.....	9
(4) 交通施設	11
(5) 観光.....	20
3 上位関連計画の整理.....	21
(1) 上位計画.....	21
(2) 関連計画	24
4 基本理念・取り組み方針	28
(1) 基本理念.....	28
(2) 取り組み方針	28
(3) 目標年次	29
5 重点整備地区及び生活関連施設、生活関連経路	30
(1) 重点整備地区	30
(2) 生活関連施設.....	30
(3) 生活関連経路.....	30
6 バリアフリー化の推進に向けた取り組み	31
(1) バリアフリー化推進の基本となる考え方	31
(2) バリアフリー化のさらなる促進に向けた取り組み.....	31
(3) 進捗管理と推進体制	35
(4) バリアフリー化のさらなる拡充に向けた検討.....	36

1 奈良市バリアフリー基本構想策定について

(1) 基本構想策定の背景と目的

我が国は、総人口の減少と高齢化の進行により、65 歳以上の高齢者が総人口に占める割合が 29.1%にのぼる超高齢社会となりました。こうした中、高齢者や障害者、妊産婦、子育て世代、外国人も含めたあらゆる人が社会活動を営むことができる社会を実現するための環境の整備が求められています。

2006 年(平成 18 年)12 月に「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(以下、「バリアフリー法」という。)が制定・施行されました。この法律は、公共交通機関、建築物、公共施設のバリアフリー化を推進するとともに、駅を中心とした地区や、高齢者、障害者等が利用する施設が集まった地区において、重点的かつ一体的なバリアフリー化を推進することを目的としています。市町村はバリアフリー法の基本方針に基づき、当該市町村の区域内の重点整備地区について、移動等円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な推進に関する基本的な構想(以下、「バリアフリー基本構想」という。)を作成するよう努めるものとされています。

2018年(平成 30 年)11 月にはバリアフリー法が改正され、新たな理念規定として、「共生社会の実現」と「社会的障壁の除去」を明確に位置づけるとともに、国及び国民の責務として高齢者、障害者等に対する支援が「心のバリアフリー」の重要なポイントとして明記されました。さらに 2020 年(令和 2 年)5 月の改正では「心のバリアフリー」の観点からの施策の充実等ソフト対策の取り組みが推進されるほか、公立小中学校のバリアフリー整備が義務化されました。バリアフリー基本構想は、既存の施設のバリアフリー化と、相当数の高齢者、障害者等が利用する旅客施設、官公庁施設等多様な施設(「生活関連施設」)を結ぶ経路の面的・一体的なバリアフリー化を図ることを目的としています。面的・一体的なバリアフリー化を図ることにより、高齢者や障害者等が移動する際、施設を利用する際の利便性や安全性の向上が図られ、誰もが暮らしやすいまちづくりに繋がります。

このような社会的背景を踏まえて、2014 年(平成 26 年)3 月に策定した「奈良市バリアフリー基本構想」は策定から約 10 年が経過していることから、現状に即した内容とするため計画の見直しが必要となっています。また、年次的に市内の全駅周辺を重点整備地区とすることで、本市のさらなるバリアフリー化を推進してまいりたいと考えています。

バリアフリー基本構想…

旅客施設を中心とした地区や、高齢者、障害者等が利用する施設が集積している地区において、公共交通機関、道路、路外駐車場、都市公園、建築物等のバリアフリー化を重点的・一体的に推進するために、市町村が作成する具体的な事業を位置付けた計画のことです。

基本構想の作成を通じて施設管理者相互の連携・調整を行い、移動の連続性の観点から面的・一体的なバリアフリー化が可能になります。

出典：国土交通省、バリアフリー法に基づく現行制度等

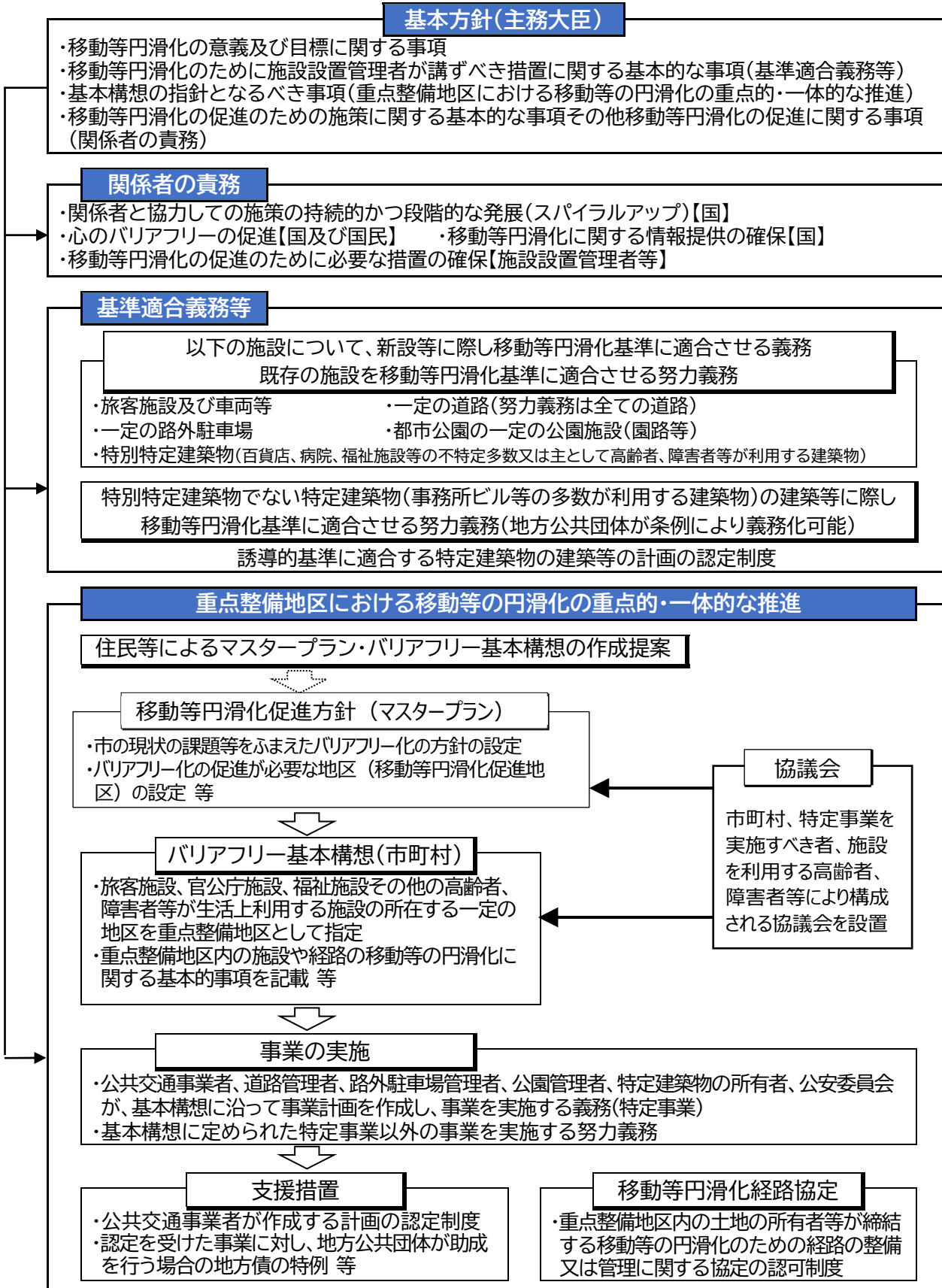
(2) バリアフリー関連の法改正

バリアフリー法改正の経緯とバリアフリー法に基づく奈良市のバリアフリー関連計画の策定状況は以下のとおりです。

年度	法令	奈良市バリアフリー関係
平成6年度	ハートビル法 施行 建築物のバリアフリー化を促進するための法律	
平成12年度	交通バリアフリー法 施行 駅等の旅客施設や車両等のバリアフリー化を促進するための法律	
平成18年度	バリアフリー法 施行 建築物、旅客施設と車両等、道路、路外駐車場、都市公園のバリアフリー化を促進するための法律 障害者自立支援法 施行	
平成23年度	改正障害者基本法 施行	
平成25年度	障害者総合支援法 施行	
平成27年度		奈良市バリアフリー基本構想策定 JR 奈良駅・近鉄奈良駅周辺地区を重点整備地区として設定
平成28年度	障害者差別解消法 施行	
平成30年度	改正バリアフリー法 施行 (※平成30年(一部平成31年)施行) 「共生社会の実現」「社会的障壁の除去」を基本理念とし、さらなるバリアフリー化を推進するために改正	
令和元年度		奈良市ユニバーサルデザインマスタープラン策定
令和2年度	改正バリアフリー法 施行 (※令和3年(一部令和2年)施行) 公共交通事業者等におけるソフト対策の強化や心のバリアフリーを推進するために改正	
令和3年度	改正バリアフリー法 施行 公立小中学校等を特別特定建築物に追加	
令和4年度 (令和5年度)	道路の移動等円滑化に関するガイドラインの改定 踏切道での安全対策を追加(踏切道付近の視覚障害者誘導用ブロックの設置方法等)	
令和6年度	改正障害者差別解消法 施行 事業者による障害のある人への合理的配慮の提供が義務化	奈良市バリアフリー基本構想改定 JR 奈良駅・近鉄奈良駅周辺地区 近鉄新大宮駅周辺地区 JR 平城山駅周辺地区

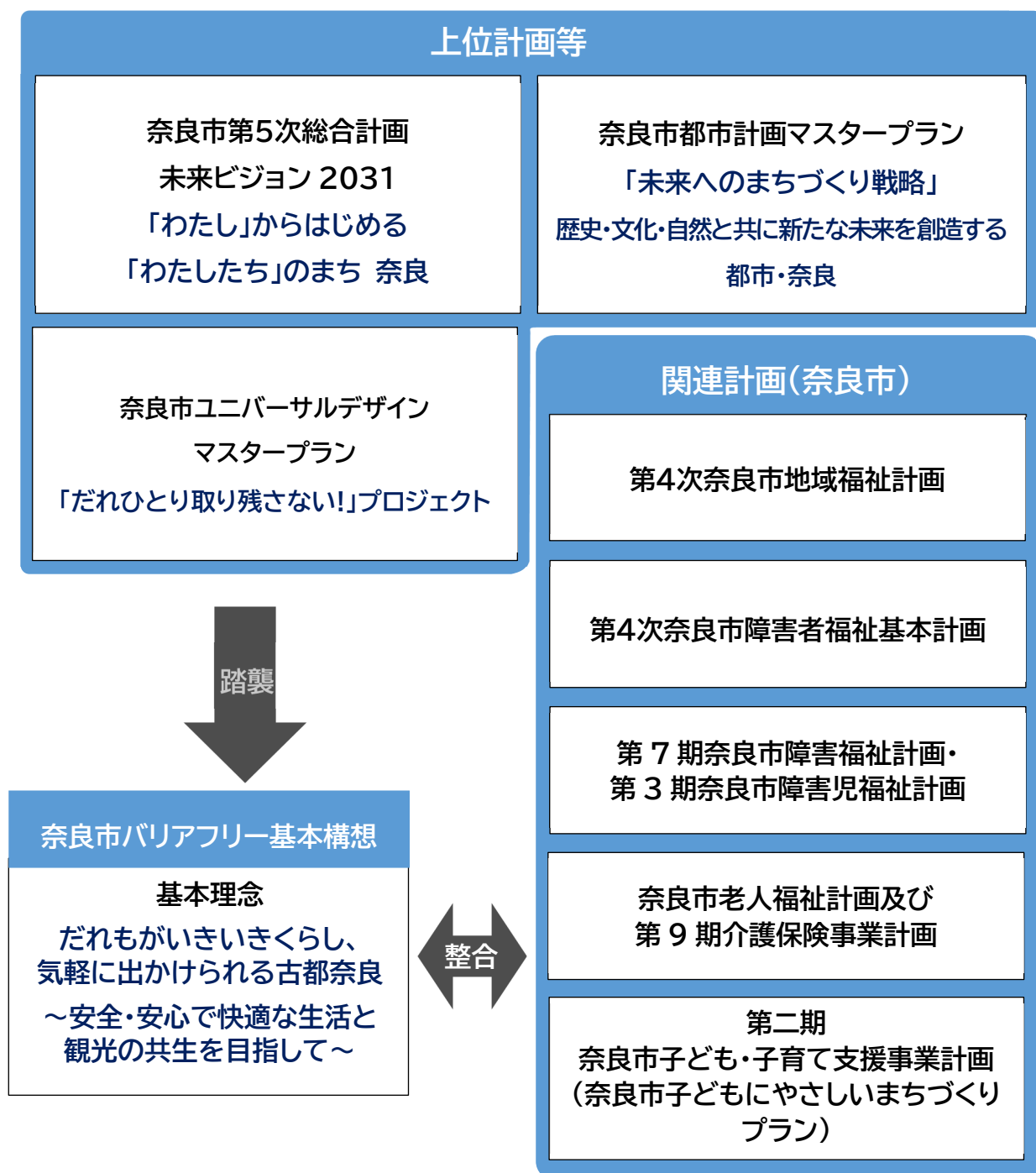
(3) バリアフリー法の基本的枠組み

バリアフリー法の基本的枠組みは以下のとおりです。



(4) 基本構想の位置づけ

バリアフリー基本構想の改定に向け、移動等円滑化のために実施する事業等を検討する上で関連する上位計画・関連計画は、以下のとおりです。



2 奈良市の概況

(1) 位置

本市は奈良県の北部に位置し、西は生駒市、南は天理市、大和郡山市、桜井市、東は宇陀市、山辺郡山添村、三重県伊賀市、北は京都府木津川市、相楽郡精華町・笠置町・南山城村と接しています。大阪市からは約25km、京都市からは約35kmの距離にあり、いずれも電車で1時間程度に位置しています。

西暦 710 年に都が藤原京からこの地に遷されてから 70 余年の間、奈良は古代日本の都として栄え、天平文化の華を咲かせました。都が奈良から遷されると政治都市であった平城京は荒廃しましたが、平城京に建立された諸大寺はそのまま奈良に残され、奈良は社寺の都として生まれ変わりました。寺が発展するにつれ、寺の仕事に携わる者等多くの人が集まり、寺のまわりに住む人が増え「まち」が形づくられ、境内地の外にできた「まち」は郷(ごう)と呼ばれ、13 世紀には郷の組織も整うようになり、今日の奈良のもとがほぼ形づくられました。戦国時代の兵火で焼け落ちた大仏が復興された江戸時代中頃から奈良見物に訪れる人が多くなり、奈良はしだいに観光都市としての性格を強めていきました。現在では、東大寺・興福寺・春日大社・元興寺・薬師寺・唐招提寺・平城宮跡・春日山原始林の8資産が「古都奈良の文化財」としてユネスコの世界遺産リストに登録されており、国際的な観光都市として、国内外を問わず毎年多くの観光客が本市を訪れています。

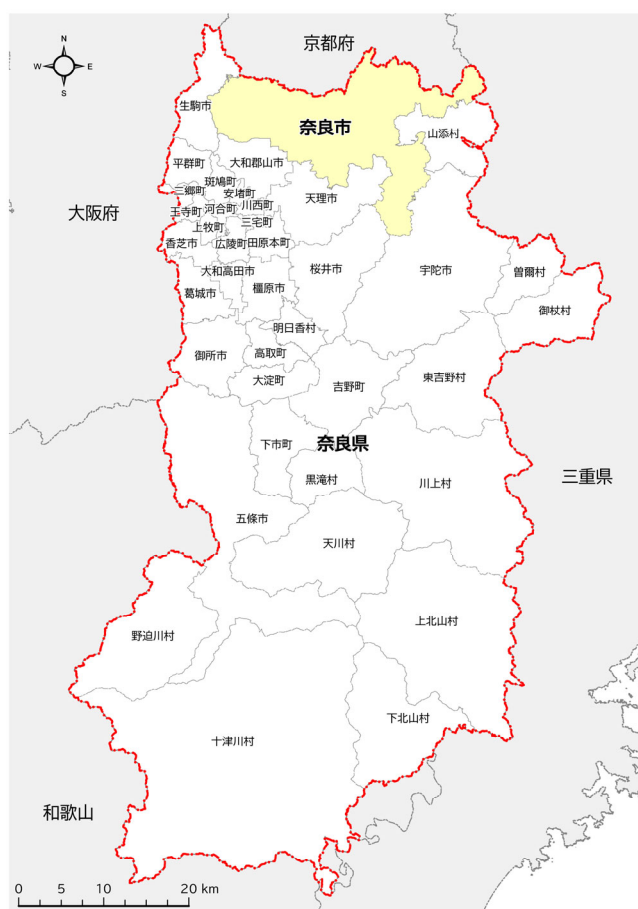
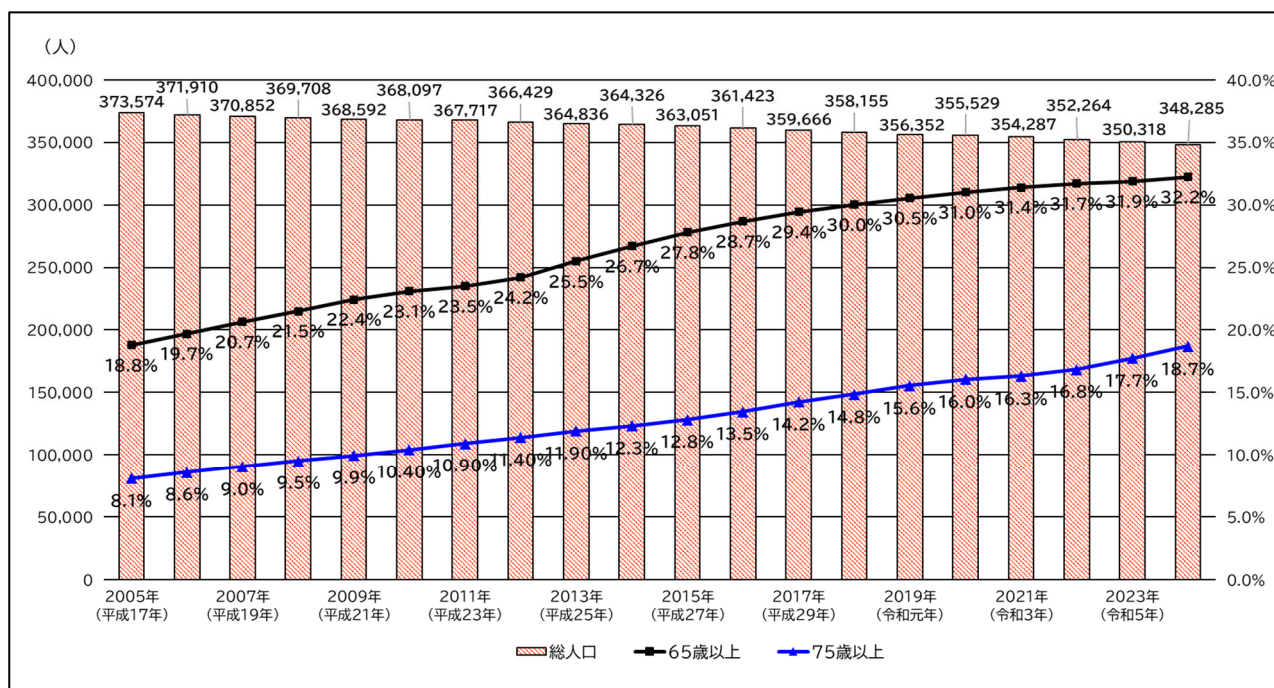


図 2.1 奈良市位置図

(2) 人口・高齢者数・障害者数の状況

1) 総人口と高齢化率の推移

本市の人口は2005年(平成17年)以降、減少傾向が続いています。高齢化率は2024年(令和6年)で32.2%となっています。



※各年4月1日現在

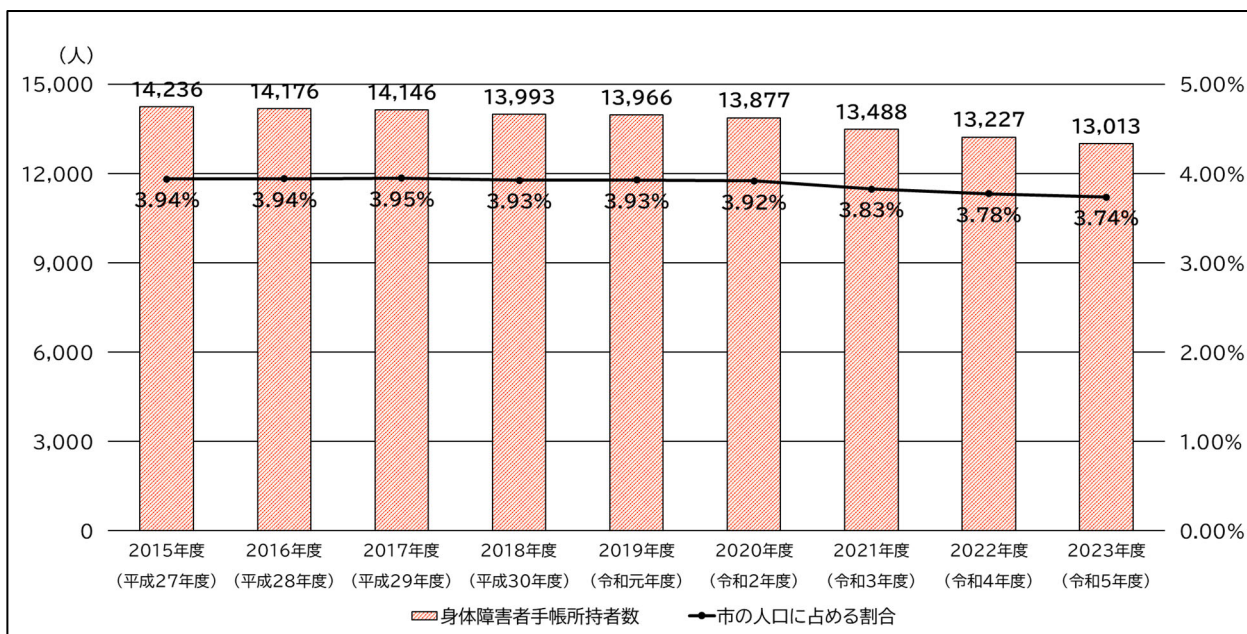
出典:奈良市 HP

図 2.2 総人口と高齢化率の推移

2) 身体障害者手帳所持者の状況

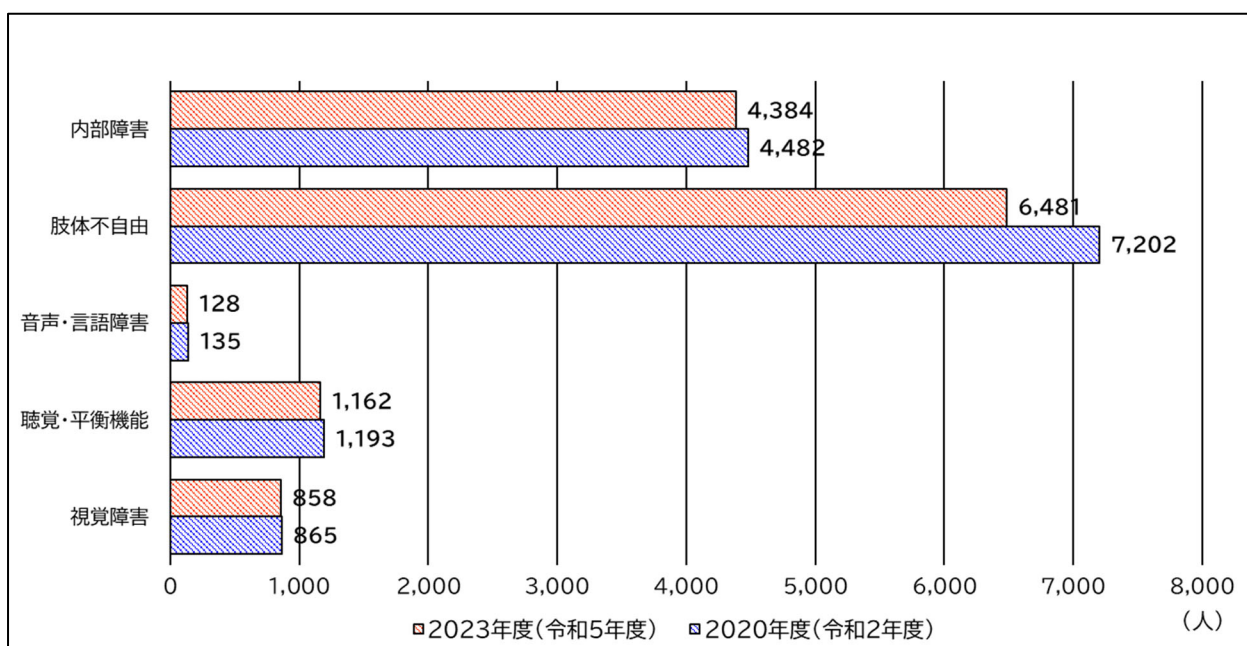
身体障害者手帳の所持者数はほぼ横ばいで、2023年度(令和5年度)では13,013人が所持しています。本市の人口に占める割合は3.74%となっています。

障害種別としては肢体不自由が最も多く、2023年度(令和5年度)では、6,481人が所持しています。



出典: 第4次奈良市障害者福祉基本計画等、奈良市提供

図 2.3 身体障害者手帳所持者数の推移

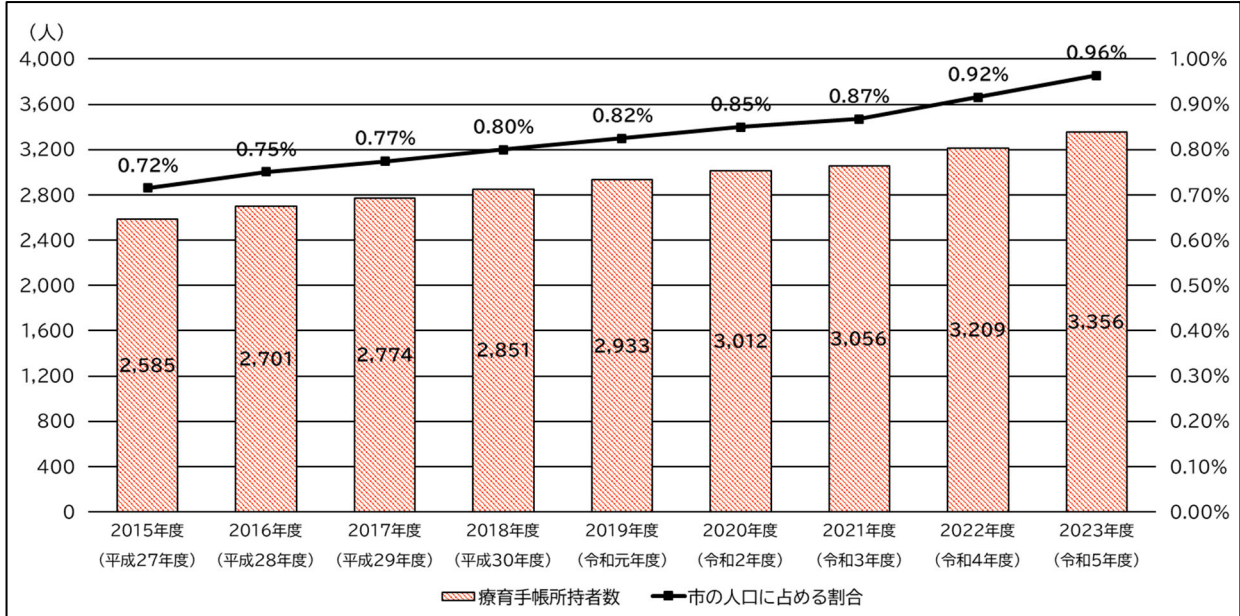


出典: 第4次奈良市障害者福祉基本計画等、奈良市提供

図 2.4 障害種別ごとの身体障害者手帳所持者の状況

3) 療育手帳所持者の状況

療育手帳の所持者数は年々増加しており、2023年度(令和5年度)では3,356人が所持しています。本市の人口に占める割合は0.96%となっています。

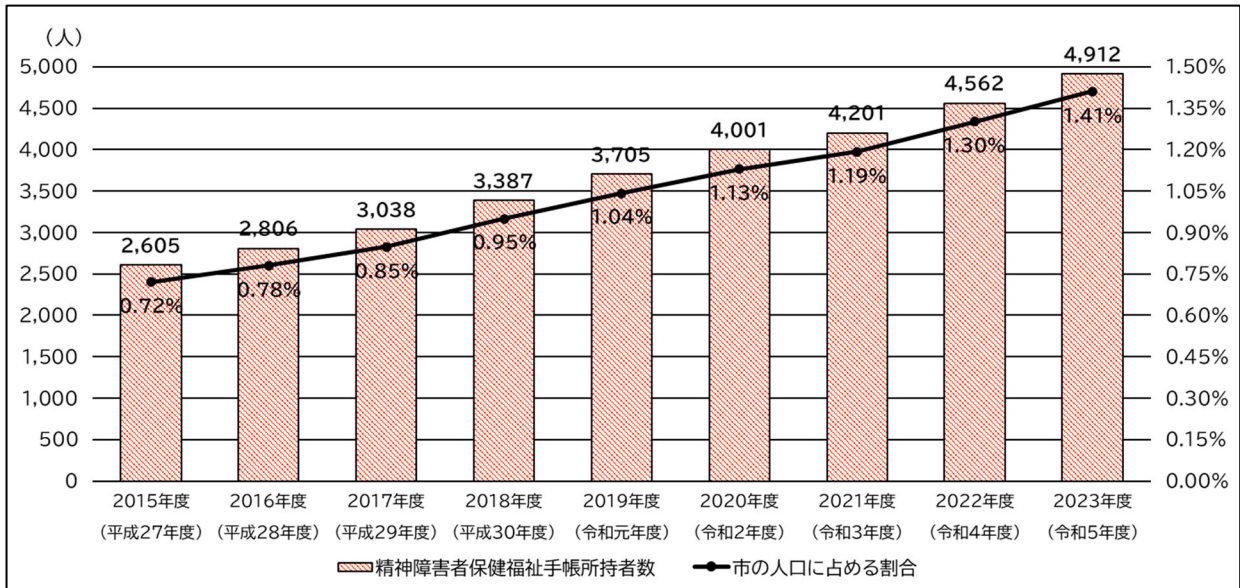


出典:第4次奈良市障害者福祉基本計画等、奈良市提供

図 2.5 療育手帳所持者数の推移

4) 精神障害者保健福祉手帳等所持者の状況

精神障害者保健福祉手帳の所持者は年々増加しており、2023年度(令和5年度)では4,912人が所持しています。本市の人口に占める割合は1.41%となっています。



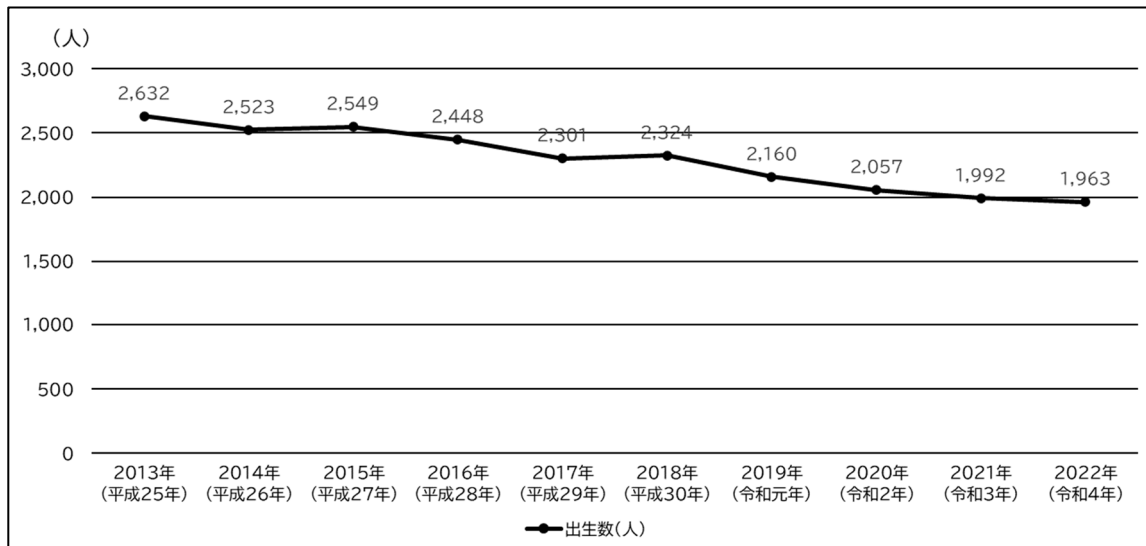
出典:第4次奈良市障害者福祉基本計画等、奈良市提供

図 2.6 精神障害者保健福祉手帳等所持者数の推移

(3) 子育て

1) 出生数の推移

本市の出生数は減少傾向にあり、2021年(令和3年)以降は2,000人を下回っています。

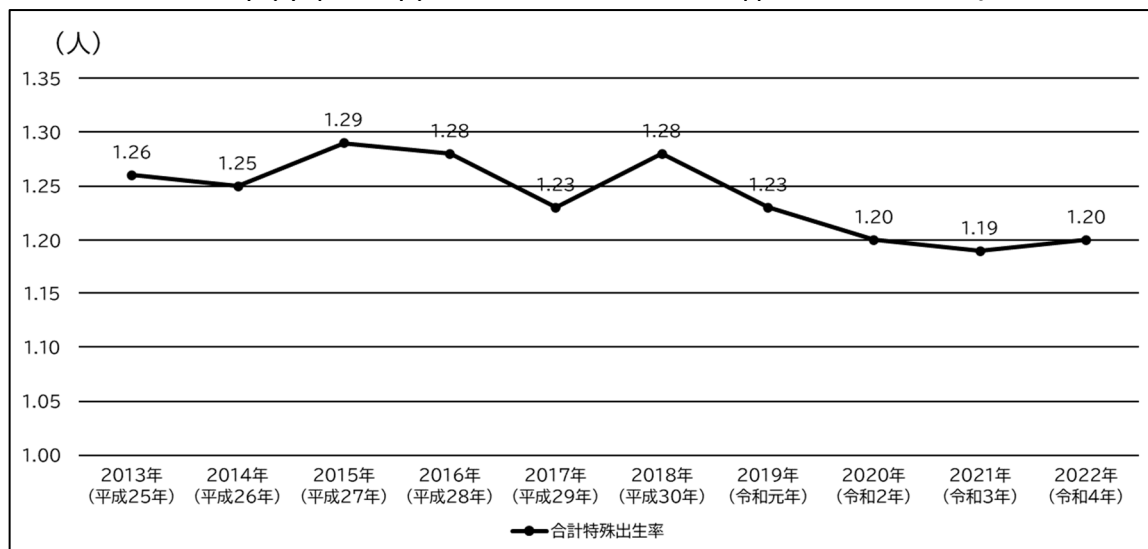


出典:奈良市報道資料(令和6年1月29日)
『令和4年奈良市合計特殊出生率について』

図 2.7 出生数の推移

2) 合計特殊出生率の推移

本市の合計特殊出生率は2018年(平成30年)に増加した以降は減少が続いていましたが2022年(令和4年)には0.01ポイントの増加となりました。

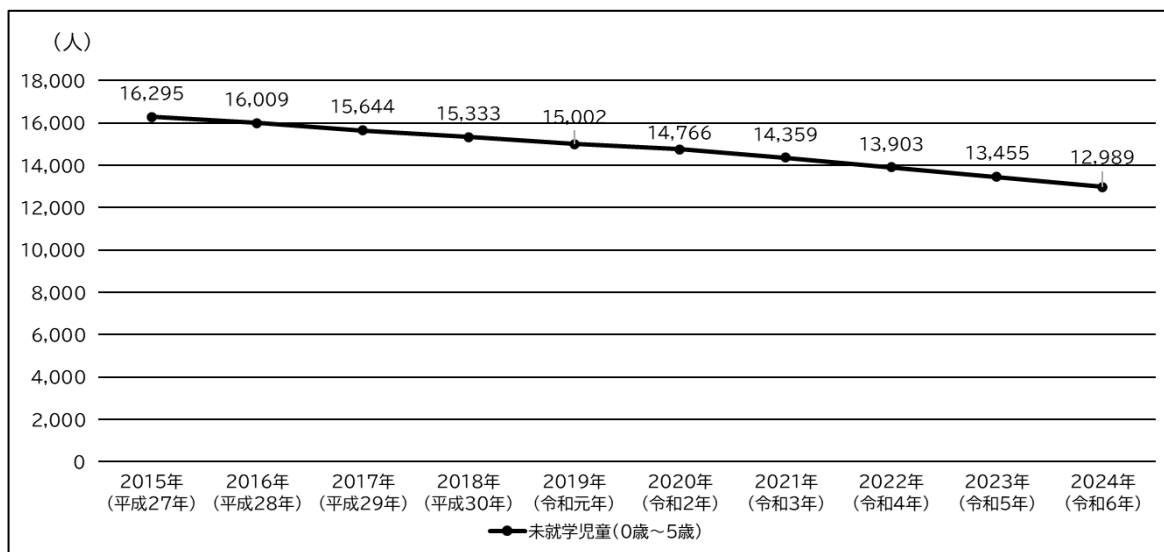


出典:奈良市報道資料(令和6年1月29日)
『令和4年奈良市合計特殊出生率について』

図 2.8 合計特殊出生率の推移

3) 就学前児童数の推移

本市の就学前児童数は年々減少傾向にあります。



出典:統計なら、奈良市提供

図 2.9 就学前児童数の推移

(4) 交通施設

1) 鉄道

本市の鉄道は市域の西部に集中しており、JR 関西本線、同桜井線が南北に、近鉄京都線、同橿原線が南北に、同奈良線が東西に走っています。JR 線と近鉄線の相互乗り入れはなく、JR 奈良駅、近鉄奈良駅で近接しています。また 2006 年には近鉄けいはんな線が本市内に位置する学研奈良登美ヶ丘駅まで延伸されています。

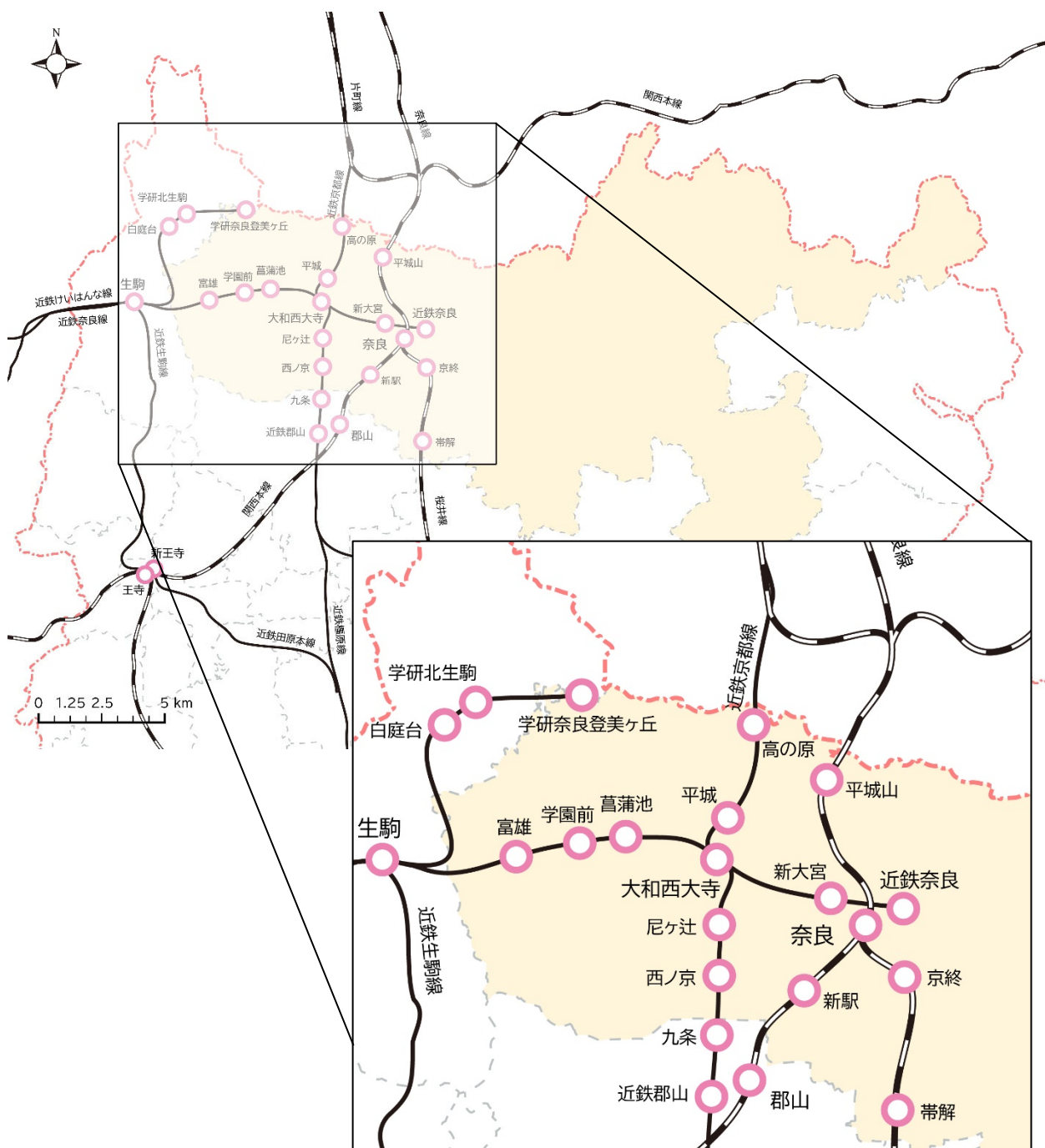


図 2.10 奈良市の鉄道網

2) 事業者別乗降人員の推移

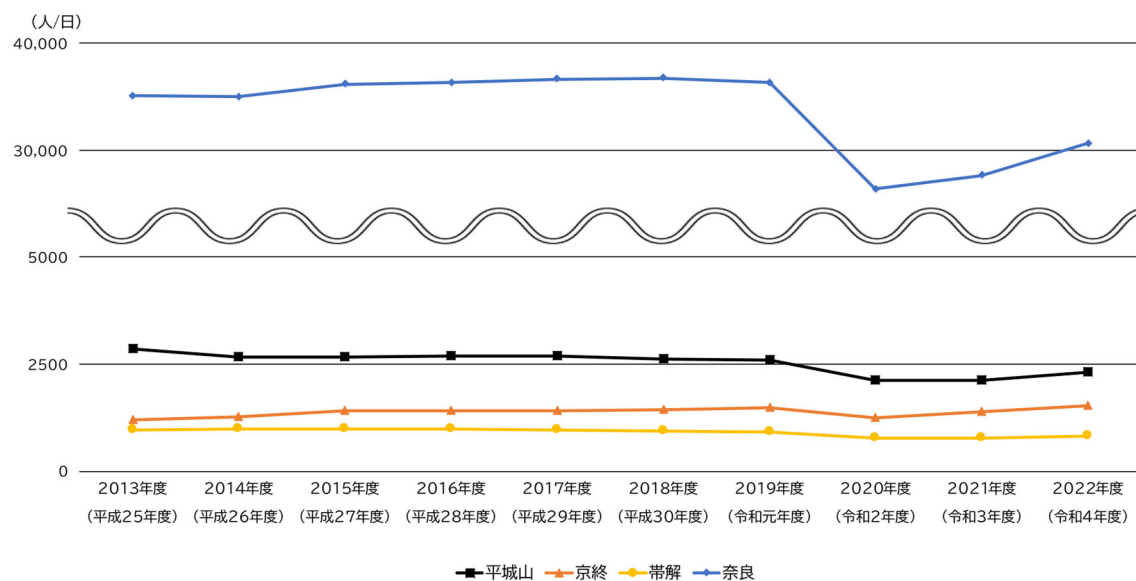
鉄道の乗降人員はほぼ横ばいの傾向が続いていましたが、2020年度(令和2年度)は新型コロナウイルス感染症の流行の影響を受けて大きく減少しています。

JR 線で乗降人員が最も多い駅は奈良駅で、2018年度(平成30年度)は36,700人、近鉄線では近鉄奈良駅が最も多く、2017年度(平成29年度)で67,638人となっています。

表 2.1 JR 線 奈良市内駅別乗降人員の推移 (単位:人/日)

駅名	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)
奈良	36,614	36,700	36,290	26,338	27,652	30,606
平城山	2,683	2,608	2,584	2,128	2,128	2,314
京終	1,402	1,446	1,480	1,252	1,392	1,518
帯解	964	940	922	762	776	810

出典:統計なら、奈良県統計年鑑、事業者提供



出典:統計なら、奈良県統計年鑑、事業者提供

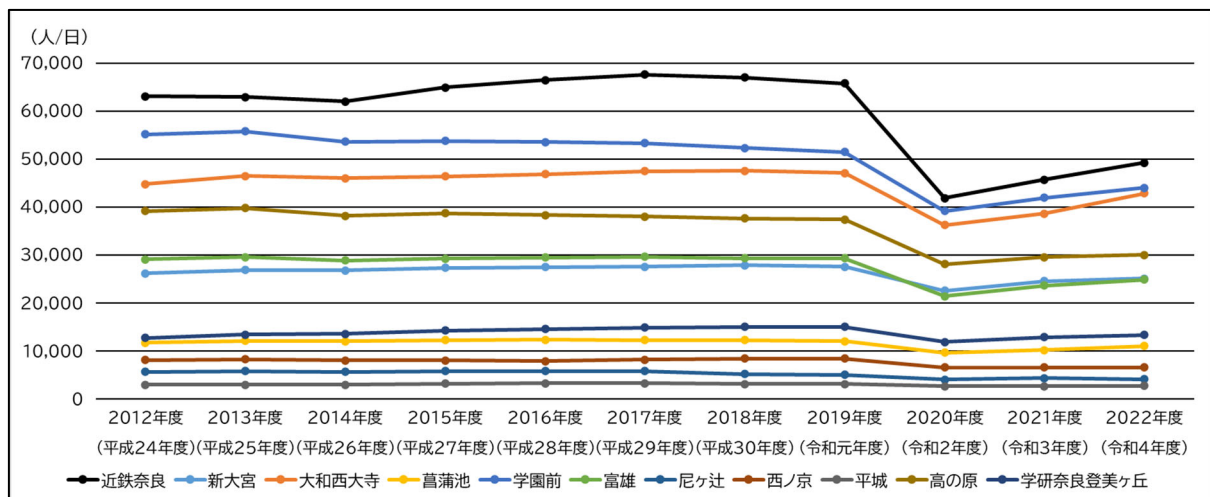
図 2.11 JR 線 奈良市内駅別乗降人員の推移

表 2.2 近鉄線 奈良市内駅別乗降人員の推移

(単位:人/日)

駅名	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)
近鉄奈良	67,638	66,960	65,760	41,854	45,708	49,225
新大宮	27,538	27,842	27,550	22,550	24,547	25,098
大和西大寺	47,466	47,532	47,100	36,232	38,591	42,850
菖蒲池	12,296	12,250	12,054	9,656	10,199	10,997
学園前	53,300	52,302	51,466	39,128	41,895	44,017
富雄	29,666	29,310	29,322	21,404	23,673	24,863
尼ヶ辻	5,822	5,194	5,032	4,070	4,323	4,147
西ノ京	8,160	8,404	8,436	6,556	6,547	6,605
平城	3,240	3,118	3,098	2,618	2,686	2,735
高の原	38,014	37,618	37,416	28,088	29,578	30,014
学研奈良 登美ヶ丘	14,886	15,038	15,006	11,858	12,908	13,330

出典:統計なら、奈良県統計年鑑、事業者提供



出典:統計なら、奈良県統計年鑑、事業者提供

図 2.12 近鉄線 奈良市内駅別乗降人員の推移

3) 各駅の構造、バリアフリー対応

以下に、各駅の構造、バリアフリー対応状況を整理します。

- ・改札口外: 駅の入口から改札までの高低差・段差の有無、及びバリアフリーの対応状況
- ・改札口内: 改札からホームまでの高低差・段差の有無、及びバリアフリーの対応状況

■西日本旅客鉄道株式会社 大和路線

路線名	No.	駅名	乗降人員 (人/日)	駅の構造	段差の解消		トイレ設備
					改札口外	改札口内	
大和路線	A	平城山 (ならやま)	2,314	地上駅(橋上駅)。 改札口は橋上駅舎に。 地上駅ホーム 2面2線の相対式。	高低差あり エレベーター なし エスカレーター なし	高低差あり エレベーター なし エスカレーター なし	バリアフ リートイ レでは ないも のはあ る
	B	奈良 (なら)	30,606	3階建ての駅舎の高架駅。 改札口は2階の1ヶ所。 3階がホーム。 島式ホーム3面5線 (ホーム番号のない乗り場 を含め実質ホーム6本)の 構造。 ※2階は駅業務施設。1階 は商業施設。	高低差あり エレベーター あり エスカレーター あり	高低差あり エレベーター あり エスカレーター あり	車いす対 応 オストメ イト ベビーシ ート

出典:事業者提供(令和4年)

■西日本旅客鉄道株式会社 桜井線

路線名	No.	駅名	乗降人員 (人/日)	駅の構造	段差の解消		トイレ設備
					改札口外	改札口内	
桜井線	C	京終 (きょうばて)	1,518	地上駅。 無人駅。 地上改札口。 相対式ホーム 2面2線。	高低差なし	1番線 高低差なし 2番線 高低差あり エレベーターなし エスカレーターなし	(都市側設備) 車いす対 応 オストメ イト ベビーシ ート (観光トイ レ)
	D	帯解 (おびとけ)	810	地上駅。 無人駅。 地上改札口。 相対式ホーム 2面2線。	高低差なし	1番線 高低差なし 2番線 高低差あり エレベーターなし エスカレーターなし	トイレなし

出典:事業者提供(令和4年)

■近畿日本鉄道株式会社 奈良線(1/2)

路線名	No.	駅名	乗降人員 (人/日)	駅の構造	段差の解消		トイレ設備
					改札口外	改札口内	
奈良線	1	富雄 (とみお)	24,863	高架駅。 地上改札口。 高架島式ホーム 1 面 2 線。 東西双方の 1 階に改札 が設けられている。 さらに東口の改札は 2 ヶ所ある。	高低差なし	高低差あり エレベーター あり 車いす対応 エスカレーター あり	車いす対応 オストメイト ベビーシート (車いす対応 のみ)
	2	学園前 (がくえん まえ)	44,017	地上駅(盛土上)。 地上改札口は北口と 南口の 2 か所で、構 内・構外の地下道で 結ばれている。 地上(盛土上)相対式 ホーム 2 面 2 線。 盛土の上に駅が設置 されているため、高 架駅の趣がある。 丘陵地であるため、 南口は北口より一段 低くなっている。	高低差なし	高低差あり エレベーター あり エスカレーター あり	車いす対応 オストメイト ベビーシート (車いす対応 及び女子の み)
	3	菖蒲池 (あやめい け)	10,997	地上駅。 地上改札口は上下線 で分離、北口と南口 は構外の階段地下道 で結ばれており、地 下道はエレベーター 整備済みである。構 内踏切等の連絡線は ない。 丘陵地であるため北 口は南口より低くな っている。 地上相対式ホーム 2 面 2 線。	高低差なし	高低差なし	車いす対応 オストメイト ベビーシート (車いす対応 のみ)

出典:事業者提供(令和 4 年)

■近畿日本鉄道株式会社 奈良線(2/2)

路線名	No.	駅名	乗降人員 (人/日)	駅の構造	段差の解消		トイレ設備
					改札口外	改札口内	
奈良線	4	大和西大寺※ (やまとさ いだいじ)	42,850	橋上駅。 陸橋上改札口 2 か所。 地上ホーム 3 面 5 線の島式ホームを有する地上駅。 各ホームは橋上駅舎と地下通路で連絡。	高低差あり エレベーターあり エスカレーターあり	高低差あり エレベーターあり エスカレーターあり	車いす対応 オストメイト ベビーシート (車いす対応及び男子、女子)
	5	新大宮 (しんおお みや)	25,098	地上駅。 地上改札口。 地上相対式ホーム 2 面 2 線。	高低差なし	高低差あり スロープあり	車いす対応 オストメイト ベビーシート (車いす対応及び女子のみ)
	6	近鉄奈良 (きんてつ なら)	49,225	地下駅。 地下改札口。 楕形ホーム 4 面 4 線。	高低差あり エレベーターあり エスカレーターあり	高低差あり エレベーターあり エスカレーターあり	車いす対応 オストメイト ベビーシート (改札外車いす対応、女子のみ)

※大和西大寺駅は奈良線、京都線、橿原線の 3 路線が乗入れるが、便宜上奈良線の駅として整理している

出典:事業者提供(令和 4 年)

■近畿日本鉄道株式会社 京都線＋橿原線

路線名	No.	駅名	乗降人員 (人/日)	駅の構造	段差の解消		トイレ設備
					改札口外	改札口内	
京都線	7	高の原 (たかの はら)	30,014	橋上駅。 橋上改札口。 地上ホーム島式 2面4線。	高低差なし	高低差あり エレベーターあり エスカレーター あり	車いす対応 オストメイト ベビーシート (車いす対応トイレ のみに設置)
	8	平城 (へいじ ょう)	2,735	地下駅。 改札口・コンコース は地下。 地上ホーム相対式 2面2線。	高低差あり 階段のみ 地上階から各ホームまで 車いす専用スロープあり	高低差あり 階段のみ	車いす対応
橿原線	9	尼ヶ辻 (あまが つじ)	4,147	地下駅。 改札・コンコースは 地下、ホームは地 上。 地上ホーム相対式 2面2線。	高低差あり エレベーター あり	高低差あり エレベーターあり	車いす対応 オストメイト ベビーシート (車いす対応の みに設置)
	10	西ノ京 (にしの きょう)	6,605	地下駅。 地下に改札・コンコ ース。 地上ホーム相対式 2面2線。	高低差あり エレベーター あり	高低差あり エレベーターあり	車いす対応 オストメイト ベビーシート (車いす対応の み)

出典:事業者提供(令和4年)

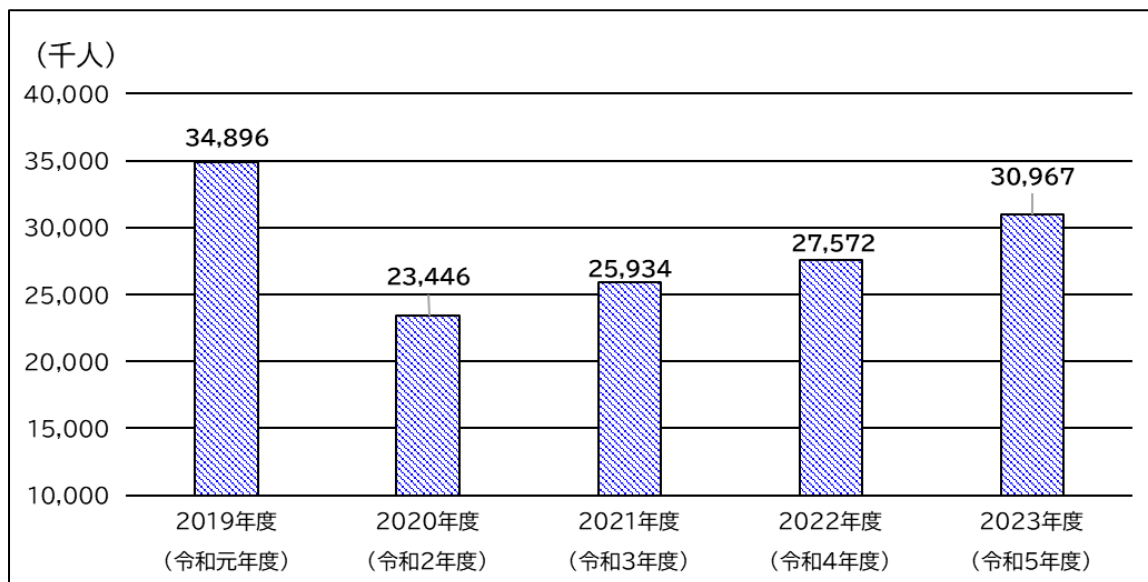
■近畿日本鉄道株式会社 けいはんな線

路線名	No.	駅名	乗降人員 (人/日)	駅の構造	段差の解消		トイレ設備
					改札口外	改札口内	
けいはんな線	11	学研奈良 登美ヶ丘 (がっけん ならとみ がおか)	13,330	高架駅。 地上に改札・コンコ ース。 高架島式ホーム1 面2線	高低差なし	高低差あり エレベーターあり 車いす対応エスカ レーターあり	車いす対応 オストメイト ベビーシート (車いす対応の み)

出典:事業者提供(令和4年)

4) バス

本市の年間バス推定乗車人員は、新型コロナウイルス感染症の流行を受け、2019年度(令和元年度)から2020年度(令和2年度)にかけて、大きく減少しているものの、近年、回復傾向にあります。また、停留所別では最も推定乗車人員が多い停留所は近鉄奈良駅であり、2023年度(令和5年度)で2,246千人となっています。



出典:事業者提供

図 2.13 奈良市内の年間バス推定乗車人員

表 2.3 奈良市内停留所別の年間バス推定乗車人員 (単位:千人)

順位	停留所名	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
1位	近鉄奈良駅	2,769	1,769	1,862	2,087	2,246
2位	学園前駅(北)	2,451	1,700	1,762	1,916	2,009
3位	JR奈良駅	1,927	1,197	1,312	1,555	1,917
4位	学園前駅(南)	1,653	1,147	1,185	1,275	1,330
5位	高の原駅	1,294	901	969	1,073	1,128
6位	学研奈良登美ヶ丘駅	845	617	648	723	773
7位	大和西大寺駅	437	312	374	447	493
8位	富雄駅	434	257	297	340	359
9位	東大寺大仏殿・国立博物館	318	68	83	157	332
10位	高畑町	283	200	230	260	265

出典:事業者提供

5) 主要道路等

本市には第二阪奈道路宝来ランプ及び中町ランプ、隣接市には京奈和自動車道木津ICがあり、広域からのアクセスが容易となっています。

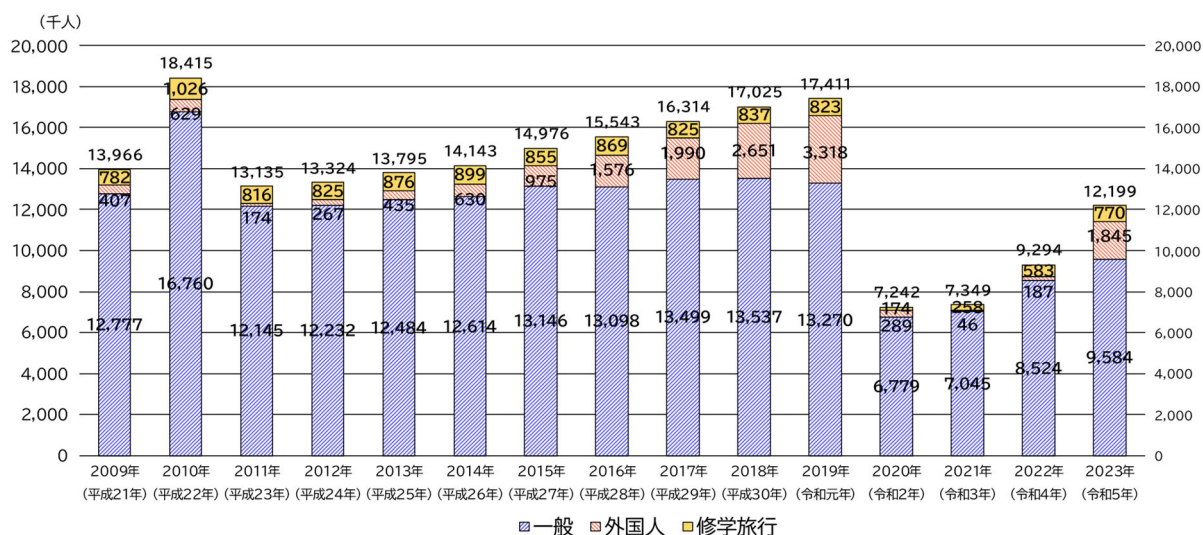
また、国道24号、国道169号が南北に、国道308号が東西に走っており、国道369号が市東部の地域を結んでいます。



図 2.14 奈良市の主要道路網

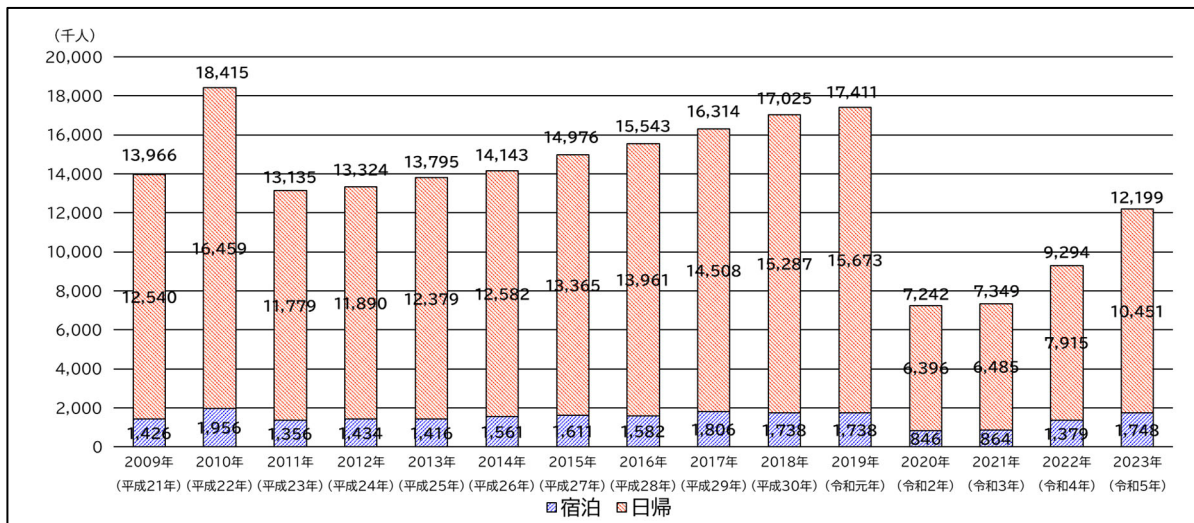
(5) 観光

本市の観光入込客数は増加傾向にあり、2019年(令和元年)には約17,000千人となっていました。2020年(令和2年)には新型コロナウイルス感染症の流行により大幅に減少しています。しかし、その後は規制・制限の緩和により回復基調にあります。また、2023年(令和5年)における観光客の内訳は、一般が全体の78.6%を占め、宿泊と日帰りについては日帰り観光客が85.7%となっています。



出典: 奈良市観光入込客数調査報告書、奈良市提供

図 2.15 観光入込客数の内訳と推移



出典: 奈良市観光入込客数調査報告書、奈良市提供

図 2.16 宿泊・日帰り客数の推移

3 上位関連計画の整理

本基本構想の策定に関わる、主な上位計画・関連計画の概要は以下のとおりです。
これら計画と整合を図り、本基本構想の改定を進めます。

(1) 上位計画

1) 奈良市第5次総合計画

策定年次	令和4年3月	
目標年度	2031年度(令和13年度)	
2031年の まちの姿	「わたし」からはじめる「わたしたち」のまち 奈良	
バリアフリーの要素を含む項目	市街地整備	○計画的な土地利用の推進 居心地が良いまちを目指して、計画的な土地利用の推進による効率的でまとまりのある都市の形成を図るとともに、地域の実情に即した健全な都市の発展を目指す。
	駅・公共交通	○交通体系の構築 公共交通を生かした効率的で利便性の高い持続可能な交通ネットワークの構築を目指す。
	道路	○道路整備の推進 市民が安全・安心に道路を利用できるよう、道路施設のバリアフリー化、長寿命化及び耐震化を推進。 ○交通安全対策の推進 交通安全標識や路面標示など交通安全施設の充実や歩道の設置、通学路の安全対策を進め、安全で安心して通行できる道路網の整備を図る。
	公園・緑地	○公園・緑地の整備 市民等との協働による公園・緑地の管理運営及び地域自治協議会による地域の公園の一括管理運営の推進、少子高齢化や市民ニーズの多様化に対応し、老朽化した遊具の整備や維持補修を実施し、市民が安全に安心して利用できる緑豊かな公園づくりを目指す。
	観光	○観光客の誘致と観光消費額増加に向けた取組の推進 観光客が安心・安全かつ快適に観光できるよう、多言語対応の強化やピクトグラム化など、案内の充実や観光施設等のバリアフリー化、トイレの洋式化など、ユニバーサルツーリズムに対応した受入環境の整備を推進。
	防災	○防災・減災に対する体制の強化 住民・地域が主体となり、高齢者、障害者、女性、子ども、外国人等へも配慮のある、災害に強いまちづくりを目指す。
	ソフト施策	○合理的配慮の普及・啓発 障害を理由とする差別の解消に向け、市民、地縁組織、事業者等と協働し、誰もが我が事として支えていく、心のバリアフリーを推進。 障害者が円滑に情報を取得・利用し、意思表示やコミュニケーションを行えるよう、市役所窓口での ICT を活用した意思疎通支援の整備を進める。

2) 奈良市都市計画マスタープラン

策定年次	平成14年12月策定(平成27年7月改訂)(令和7年3月改定予定)	
計画期間	概ね20年後	
まちづくりのテーマ	「未来へのまちづくり戦略」 歴史・文化・自然と共に新たな未来を創造する都市・奈良	
バリアフリーの要素を含む項目	市街地整備	○主要鉄道駅周辺やまちなかの幹線道路沿道等利便性の高い地域では、複合利用等土地の有効活用を図る。
	駅・公共交通	○公共交通機関の充実及び利用促進 駅前広場や駐車場、駐輪場の整備、施設のバリアフリー化等、駅及び周辺の利便性向上を図るとともに、鉄道による地域の分断を解消する手法を検討する。
	道路	○総合的な交通体系の見直し 京奈和自動車道(仮称)奈良 IC 周辺への JR 関西本線新駅設置、リニア中央新幹線の間駅誘致等、今後の交通動向を踏まえながら、魅力ある国際文化観光都市の創造、集約型都市構造の実現等、国内外の交流・連携を目指して、道路網だけでなく公共交通の在り方も総合的に捉えた交通体系を再構築し、交通利便性の向上に努める。 既存道路の有効活用という観点から、自動車専用道路、国道、県道、市道及び農林道等道路種別にとらわれず、役割や必要性等の道路特性や道路網整備状況を踏まえ、長期的展望に立った計画的な整備を促進する。 ○交通ネットワークの充実 生活道路の改善や多様な歩行者空間の確保、交通安全施設の整備等を図る。
	公園・緑地	○総合的な緑と水のネットワークの形成 総合的な緑と水のネットワークの観点から効果的な公園・緑地の整備に努める。 老朽施設の改修や多様なニーズに応じた整備、地域住民との協働による整備・改修などにより、利用満足度の高い公園・緑地を創出
	路外駐車場	○観光交通の整備 国際文化観光都市にふさわしい都市基盤の形成と交通混雑の抑制を図るため、道路網の整備を図ると共に、鉄道やバス等公共交通の利便性向上、パークアンドバスライド・サイクルライドの推進等交通システムの充実を図る。
	建築物	○高齢者・障害者・妊産婦・けが人等への配慮 不特定多数が利用する施設(公共公益施設や道路、公園等)では、奈良市バリアフリー基本構想や奈良市ユニバーサルデザインマスタープランにも留意し、ユニバーサルデザインに配慮した整備を推進するとともに、既存の施設においても、バリアフリー化を計画的に進め、安全・安心な市街地形成に努める。 高齢者が住み慣れた地域で生活できるよう、在宅ケアを支援する地域福祉施設等の計画的立地を進め、これを拠点とした歩行者ネットワークの形成や地域ニーズに対応した移動手段の確保等高齢化社会に対応したまちづくりを展開する。
	観光	○観光交通の整備 多様な観光客に配慮した観光案内システム等観光情報施設等の整備を図る。
	防災	○防災力の向上 地域防災計画の充実を図るとともに、災害対策本部規程を適宜見直し、市の防災体制の強化に努める。 障害者や高齢者、観光客等災害時要援護者の把握に努め、救助・安否確認等災害時の初動体制の確立を図る。

3) 奈良市ユニバーサルデザインマスタープラン

策定年次	令和2年3月	
計画期間	法改正や上位関連計画の変更、奈良市の課題の変化等を踏まえ、必要に応じて基本構想と合わせて見直しを行う	
奈良市の目指す姿	多様なつながりが生み出す共生のまち	
基本理念	だれもがいきいき暮らし、気軽に出かけられる古都奈良 ～安全・安心で快適な生活と観光の共生を目指して～	
取り組み方針	①ユニバーサルデザインの考え方に沿ったまちづくり ②奈良の魅力を高めるバリアフリーの推進 ③みんなで取り組むバリアフリー社会の実現 ④思いやりの精神をはぐくむこころのバリアフリーの推進	
バリアフリーの要素を含む項目	市街地整備	○ユニバーサルデザインの7つの原則によるまちづくり 1. 公平性 2. 柔軟性 3. 簡単さ 4. 明確さ 5. 安全性 6. 持続性 7. 空間性 ○災害に強いまちの形成 小中学校等の教育施設とその周辺環境の整備や、指定された避難所施設の改修などハード対策の充実
	駅・公共交通	○公共交通の利便性の向上 駅、バス停留所、タクシー乗り場や、その周辺における安全な経路の確保やバリアフリー対応車両の整備、わかりやすい案内表示など、ハードとソフトの一体的な推進を図る
	観光	○ユニバーサルツーリズムの推進 インバウンドをはじめとしたすべての人が気軽に来訪し、奈良の魅力に触れて楽しむことができる「ユニバーサルツーリズム」の推進を図る。 観光客の誘致に向け多様な利用者ニーズに合わせたトイレの設置への取り組みとともに、将来世代にわたってユニバーサルデザインの考えを継承し続けることのできるまちづくりを推進。
	ソフト施策	○「通いの場」づくり 地域サロンや認知症カフェ、健康教室、こども食堂等、地域における「つながり」「見守り」「支え合い」の推進と支援体制の強化を図る。 ○アダプトプログラムの推進 人々の支え合いと活気のある社会、それをつくることに向けたさまざまな当事者の自発的な協働の場を目指し、アダプトプログラムを推進により地域相互の連携を図る。 ○こころのバリアフリー教育 奈良市内のさまざまな教育機関で実施する学習を通し、人権と共生のまちづくりに向けて行動する意欲や行動力を養い、違いを個性として捉えられる豊かなこころを培う。

(2) 関連計画

1) 第4次奈良市地域福祉計画

策定年次	令和4年3月	
計画期間	令和4年度(2022年度)から令和8年度(2026年度)	
基本理念	支えあい、ともに生きる安心と健康のまちづくり	
基本目標	「ひと」づくり ～地域生活を支えるひとづくり～ 「ネットワーク」づくり ～課題を深刻化させない連携づくり～ 「こと」「場」づくり ～暮らしを支えあう活動・サービスづくり～	
5つの重点項目	【重点項目1】 みまもり支援 (ニーズキャッチ)	○地域における見守り活動の強化 ○気づきの拾い上げと共有・協議の場づくり ○地域におけるゆるやかな見守り活動の促進 ○地域や専門職、民間事業者等による見守り活動の促進 ○ニーズキャッチから見えてきた課題の反映
	【重点項目2】 相談支援 (多機関連携)	○協働による相談支援体制の構築 ○エリア支援による伴走支援体制の充実 ○複合的多問題や狭間問題への相談支援の多機関連携の推進 ○切れ目のない相談支援体制の強化 ○多機関連携による支援体制の強化
	【重点項目3】 参加支援 (居場所)	○多様なテーマや主体による居場所づくりの推進 ○いいばしょプロジェクトによる協働型居場所の推進 ○伴走支援との連動による出番と役割のある居場所の推進 ○生きがいをもって地域で活躍できる居場所づくりの推進 ○地域にある社会資源の利活用
	【重点項目4】 地域づくり支援 (活動支援)	○地域福祉活動の支援強化 ○幅広い分野への福祉教育の推進 ○地域課題に応じた資源開発の推進 ○地域福祉活動の促進 ○こころのバリアフリー化の促進 ○多様な地域づくりの推進
	【重点項目5】 災害支援	○災害時支援体制の構築 ○コロナ禍等における新たな個別課題への取組強化 ○災害時や緊急時に備えた活動の促進 ○環境の変化があった場合に特に孤立しがちな方に対しての支援

2) 第4次奈良市障害者福祉基本計画

策定年次	令和4年3月
計画期間	令和4年度から令和8年度
基本理念	一人ひとりが生きがいや役割をもって 助け合い暮らししていけるわたしたちのまちづくり
分野別施策 の基本的方 向	○安全・安心な生活環境の整備 ・住宅の確保 ・社会環境のバリアフリー化 ○情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実 ・情報提供の充実等 ・行政情報のアクセシビリティの向上 ○防災・防犯等の推進 ・防災対策の推進 ・防犯対策の推進 ・感染症への対応 ○差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止、行政等における配慮の充実 ・障害を理由とする差別の解消の推進 ・虐待の防止と権利擁護の推進 ・行政等における配慮の充実 ○生活の支援 ・相談支援体制の充実 ・地域移行支援、在宅サービス等の充実 ・サービスの質の向上と人材の育成・確保 ○保健・医療の充実 ・保健・医療の充実等 ・精神保健・医療の提供等 ・難病に関する施策の推進 ・障害の原因となる疾病等の予防・治療と早期療育への取組 ○雇用・就業、経済的な支援 ・雇用・就業への支援 ・経済的な支援 ○教育の振興 ・インクルーシブ教育システムの構築 ○文化芸術活動、スポーツ等の振興 ・文化芸術活動、スポーツ等の振興

3) 第7期奈良市障害福祉計画・第3期奈良市障害児福祉計画

策定年次	令和6年3月
計画期間	令和6年度から令和8年度
成果目標	1 福祉施設の入所者の地域生活への移行 2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 3 地域生活支援の充実 4 福祉施設から一般就労への移行等 5 障害児支援の提供体制の整備等 6 相談支援体制の充実・強化等 7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

4) 奈良市老人福祉計画及び第9期介護保険事業計画

策定年次	令和6年3月
計画期間	令和6年度から令和8年度
基本的な視点	(1)多様なサービス資源の充実 すべての高齢者を対象とした、介護予防の充実に取り組む (2)地域づくりと、高齢者の地域参加の促進 高齢者が地域において様々な形で社会参加し、市民主体の支援活動の担い手として活動するとともに、互いに信頼して助けあえる人間関係を育むことなどを通じて、健康で暮らしていける地域づくりを推進 (3)包括的な支援体制づくり 高齢者だけでなく、障害のある方や子どもなど、誰もが生まれ育った地域で安心して暮らすことができる包括的な支援体制の構築
推進施策	1 生涯を通じた健康・生きがいづくり ・健康の保持・増進 ・生きがいづくりへの支援 2 地域共生社会に向けた包括的な支援体制づくり ・高齢者の生活を総合的に支援する体制づくり ・地域福祉関係機関との連携体制 ・地域包括支援センターの機能強化 ・在宅医療・介護連携の推進 ・認知症施策の充実 ・災害や感染症にかかる体制整備 3 高齢者の尊厳への配慮と権利擁護の推進 ・高齢者虐待防止への取り組みの推進 ・高齢者の権利擁護の推進 4 適切な介護サービスの提供と質の向上 ・介護保険サービスの充実 ・サービスの質向上に向けた取り組み ・介護人材の確保・業務効率化の取り組みの強化 ・介護保険制度の円滑持続可能な運営のための仕組みの充実

5) 第二期奈良市子ども・子育て支援事業計画
(奈良市子どもにやさしいまちづくりプラン)

策定年次	令和2年3月
計画期間	令和2年度～令和6年度
基本理念	すべての子どもが今を幸せに生き、 夢と希望を持って成長することができるまち なら
基本方針	(1)子どもがいいきいと心豊かに育つまちづくり (2)子どもを安心して生み育てられるまちづくり (3)地域全体で子どもと子育て家庭を見守るまちづくり
基本目標	1-1 子どもにとって大切な権利の保障 1-2 乳幼児期の教育・保育の充実 1-3 学齢期の教育・育成施策の充実 2-1 子どもと子育て家庭の健康の確保 2-2 地域の子育て支援の充実 2-3 子育てに関する情報提供の推進と経済的な支援の充実 2-4 様々な状況にある子どもと子育て家庭への支援の充実 3-1 地域ぐるみで子どもを育てる環境づくりの推進 3-2 仕事と子育ての両立支援の推進 3-3 子どもと子育て家庭にやさしい生活環境づくりの推進

4 基本理念・取り組み方針

(1) 基本理念

本市では、2014 年(平成 26 年)3 月に策定した「奈良市バリアフリー基本構想」においてバリアフリー化に向けた基本理念・取り組み方針を定めています。

また、2020 年(令和 2 年)3 月に策定した「奈良市ユニバーサルデザインマスタープラン」においても、「奈良市バリアフリー基本構想」に基づき、バリアフリー法や社会情勢の変化を踏まえ、基本理念と取り組み方針を定めていることから、本基本構想においても「奈良市ユニバーサルデザインマスタープラン」における基本理念と取り組み方針を踏襲します。

基本理念

だれもがいきいきくらし、気軽に出かけられる古都奈良
～安全・安心で快適な生活と観光の共生を目指して～

(2) 取り組み方針

① ユニバーサルデザインの考え方に沿ったまちづくり

高齢者や障害者(身体障害者・知的障害者・精神障害者・発達障害者を含む、全ての障害者)、妊産婦、子育て世代(子どもも含む)、けが人等が、分け隔てなく社会参加を行うことができる環境づくりを目指します。

また、上記の方々に加え、外国人も含めて、国内外のだれもが訪れやすい、訪れたくなるような、「ユニバーサルデザイン」の考え方に沿った、国際文化観光都市としてふさわしい環境づくりを目指します。

② 奈良の魅力を高めるバリアフリーの推進

景観や歴史的価値とバリアフリーを両立させ、性別や年齢、障害の有無、文化の違い等を超えて、より多くの方が気軽に来訪し、奈良の魅力に触れていただくことができる、古都奈良の魅力をさらに高めるまちづくりを目指します。

③ みんなで取り組むバリアフリー社会の実現

障害がある方々をはじめ、だれもが社会に参加できる環境を実現するため、個人も事業者も当事者も、みんなで出来ることから取り組むことで、まち全体でバリアフリー化を図ります。

まちなかの道路や店先の段差等のハードの改良だけでなく、おもてなし・接遇・人による介助といったソフトの対応も含めて、1 つずつできることから改良し、だれをも迎え入れ、見守ることができるバリアフリー社会の実現を目指します。

④ 思いやりの精神をはぐくむ心のバリアフリーの推進

ひとりひとりが高齢者や障害者等への理解を深め、困ったときには自然に助け合える“心のバリアフリー”を推進し、お互いに支え合い、だれもが同様に尊重しあう、思いやりの精神をはぐくんでいきます。

(3) 目標年次

本基本構想(市全域版)における目標年次は、「奈良市第5次総合計画」にあわせて2031年度(令和13年度)とします。なお、各重点整備地区における整備実施時期については、これに準ずるものとしますが、策定期間や残りの計画期間をふまえ、適宜設定するものとします。

5 重点整備地区及び生活関連施設、生活関連経路

バリアフリー基本構想では、重点整備地区及び生活関連施設、生活関連経路を定め、バリアフリー化を推進します。

(1) 重点整備地区

バリアフリー化を推進するために、「生活関連施設」や「生活関連経路」を含み、重点的かつ一体的に推進する地区を「重点整備地区」として定めます。

重点整備地区を設定することにより、駅、道路、公園、建築物等の面的・一体的なバリアフリー化の推進を図ります。

また、重点整備地区の境界は、旅客施設からの徒歩圏(概ね半径 1km 圏内)といった視点を考慮しつつ、主要な施設(=生活関連施設)や生活関連経路を含む範囲で、道路、河川、鉄道等の施設によって明確に境界を定めます。

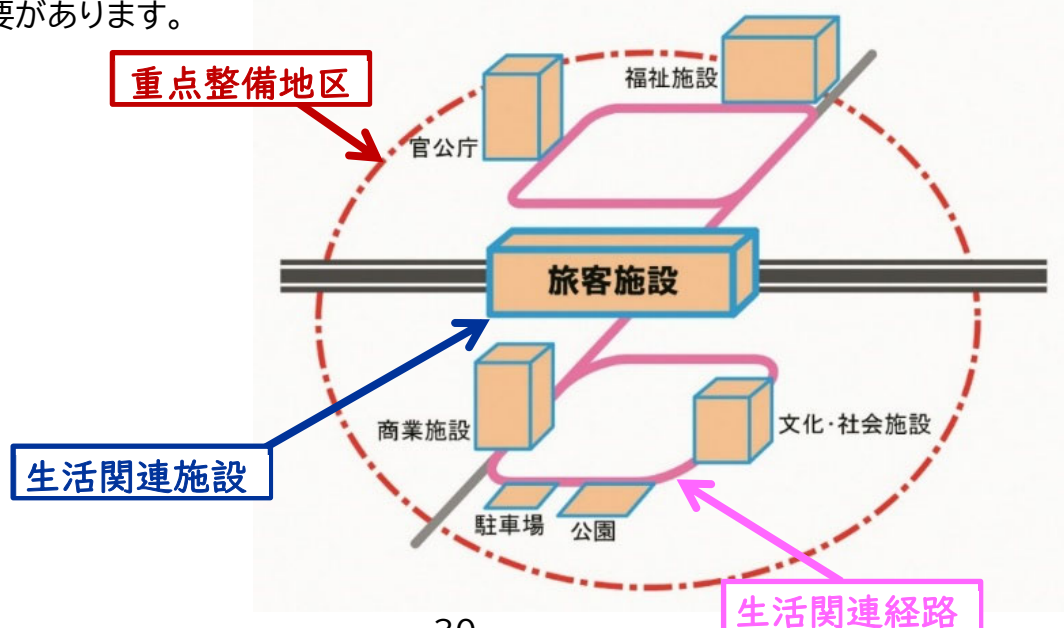
本市では、市内の全駅周辺を年次的に重点整備地区として設定し、本市のさらなるバリアフリー化を推進することで、高齢者や障害者、妊産婦、子育て世代、外国人も含めたあらゆる人が分け隔てなく社会参加することができる環境づくりを目指します。

(2) 生活関連施設

生活関連施設とは、「高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設」のことであり、該当する施設は、市内において鉄道駅、病院、商業施設、小・中学校等、多数所在しています。これらのうち、基本構想において生活関連施設として定めた施設は、バリアフリー化を図っていく必要があります。

(3) 生活関連経路

生活関連経路とは、「生活関連施設相互間の経路」のことであり、生活関連施設の間を結ぶ道路、駅前広場のほか、建築物内部の通路等も生活関連経路として定めることができます。生活関連経路においても、基本構想の中で定めた経路は、バリアフリー化を図っていく必要があります。



6 バリアフリー化の推進に向けた取り組み

(1) バリアフリー化推進の基本となる考え方

本市においては、バリアフリー法の改正を受け、市全体におけるバリアフリー化の基本的な方向性と実現に向けた取り組みの方針を示す「奈良市ユニバーサルデザインマスタープラン」を令和2年(2020年)3月に策定しています。

バリアフリー化の推進に向けた取り組みについては、「奈良市ユニバーサルデザインマスタープラン」に基づき実施し、地域、事業者、行政に対してバリアフリー化への取り組みに向けた意識醸成と合わせて、段階的なバリアフリー化の推進を図ります。

(2) バリアフリー化のさらなる促進に向けた取り組み

1) 観光バリアフリー

国際文化観光都市奈良として、バリアフリー化に資する観光関連事業について、ハード・ソフトを含めた整備方針を以下のとおり定めます。

【整備方針】

ならまち等、奈良市内の歴史的景観や文化財を保護するための規制やルールを遵守しながらも、施設管理者がバリアフリー化を工夫されてきた経緯を大切に、今後も、誰もが奈良の観光を楽しめるよう、ハード・ソフト対策の両面からバリアフリー環境づくりを進めていきます。

奈良市内の一部のエリアについては、奈良県や奈良市観光協会によってバリアフリーマップが作成されており、ホームページ上で公開されています。今後も、市民や来訪者が、より快適に移動等ができるように、未作成のエリアの作成も含め、バリアフリーマップの継続的な更新に向けて検討を進めます。なお、その際に必要に応じて施設管理者に対してバリアフリー設備の有無等について情報提供を求めていきます。

また、2020年(令和2年)5月のバリアフリー法改正に伴い、観光庁において「観光施設における心のバリアフリー認定制度」が創設され、本市においても、一部施設が既に認定されています。この制度の認定を促進し、観光施設のさらなるバリアフリー対応及び情報発信を支援することにより、高齢者や障害者、妊産婦、子育て世代、外国人も含めたあらゆる人がより安全で快適に過ごせる環境づくりを進めていきます。

2) 寺院・神社におけるバリアフリー

これまで宗教施設・文化施設としてバリアフリーに取り組まれてきた歴史を踏まえつつ、各寺院・神社が検討・保有している境内の整備計画等との整合を図りながら、さらなるバリアフリー化に向けた整備方針を以下のとおり定めます。

【整備方針】

本市において重要な観光資源となっている寺院・神社は、宗教上あるいは文化財としての規制から一般的な形でのバリアフリー化が難しい場合もあります。歴史的建築物等、抜本的な改築が困難な建築物については、各寺院・神社が検討中、または策定済みの境内の整備計画等との整合を図りながら、バリアフリー課題への対応を検討します。

また、歴史・文化・景観の側面からバリアフリー化が困難な場合において、他の好事例や当事者との意見交換を参考とした、情報発信等による工夫や人による介助・支援の充実等によりバリアフリー化を図り、だれもが来訪しやすい古都奈良として魅力を高めます。高齢者や障害者を含め、だれもが安全に安心して、より快適に観光を楽しめるように、各施設管理者の創意工夫のもと、ハード・ソフトの両面からバリアフリー化に取り組み、バリアフリー整備の水準の高い施設や、整備の難しい施設で創意工夫のもとバリアフリー化を図った施設(寺院・神社等)のバリアフリー事例集を作成・活用することにより、各施設におけるバリアフリー化への取り組みの周知を図り、他の施設の整備の模範となり、より多くの施設のバリアフリー化を目指します。

3) 心のバリアフリー

国が定める移動等円滑化の促進に関する基本方針では、施設において円滑な移動及び利用を促進するためには、ハード整備だけではなく、バリアフリー化された施設を利用する人への配慮や、高齢者や障害者等の移動を手助けするといった支援が重要であり、国民の責務であると明記されています。年齢や障害の有無にかかわらず、だれもが安全に安心して暮らすためにはハード整備だけでなく、周囲の人たちの理解を深めることが重要です。

本市では、高齢者や障害者、妊産婦、子育て世代等の困難を自らの問題として認識し、心のバリアを取り除き、社会参加に協力する「心のバリアフリー」につながる整備方針を以下のとおり定めます。

【整備方針】

バリアフリー化の重要性や高齢者や障害者、妊産婦、子育て世代等に対する理解を深め、行動につなげるため、事業者・市民・当事者がそれぞれの責任と協力のもと「心のバリアフリー施策」を検討、実施していきます。

配慮の必要性を示すマークや合理的配慮の普及啓発等により、高齢者や障害者、妊産婦、子育て世代等に対する正しい理解を深め、必要な援助を受けたり、行ったりできるような環境づくりを進めます。

4) 子育て世代へのバリアフリー

子育て世代が安全に安心して暮らすことができるようなバリアフリー化に向けて、ハード・ソフトを含めた整備方針を以下のとおり定めます。

【整備方針】

子育て世代が安心して外出できるよう、官民一体となり、必要な設備の整備の推進を図るとともに、ホームページや冊子等の広報媒体を活用し、施設や医療、支援等の子育て世代に必要な情報の発信を推進していきます。

子どもや子育て世帯が安全で安心して生活できるよう、保育所、幼稚園等の周辺のキッズゾーンや公園施設等の環境整備を推進していきます。

5) 学校と連携したバリアフリー

2020年(令和2年)5月のバリアフリー法改正により、移動等円滑化促進に関する児童、生徒又は学生の理解を深めるために学校と連携して行う教育活動の実施や、移動等円滑化に関する住民その他の関係者の理解の増進及び協力の確保のために必要な啓発活動の実施に関する事業を「教育啓発特定事業」として位置づけることが可能となり、関係者と連携しながら計画的かつ継続的に実施することが望まれます。学校と連携したバリアフリー教育に関する整備方針を以下のとおり定めます。

【整備方針】

まちあるき点検や学校の間等を活用したバリアフリー教室等、奈良市内の小中学校等さまざまな教育機関と連携して実施する学習を通して、高齢者や障害者、外国人等に関する問題について、当事者の立場に立つことの大切さや共生社会において必要な配慮等について理解を深め、違いを個性として捉えられる豊かな心を培います。

また、共生社会実現のための心のバリアフリーの考え方の理解促進や障害者等との適切なコミュニケーション方法を学ぶためのシンポジウムやセミナーの開催を検討します。

災害時における機能強化として、避難所として指定されている小中学校等の教育施設の改修、避難路の整備促進をはじめとしたハード対策や、防災教育や防災研修等の実施等、災害対策への取り組みを進めます。

6) 情報のバリアフリー

障害の有無等にかかわらず、だれもが必要な情報を得ることができるように、行政、市民、事業者等が連携し、情報手段に配慮した取り組みを進めます。情報のバリアフリーに関する整備方針を以下のとおり定めます。

【整備方針】

高齢者や障害者、妊産婦、子育て世代、外国人も含めたあらゆる人にわかりやすい形で、最新の情報を提供できるよう、行政、市民、事業者等の連携のもとで情報を集約し、発信できるシステムの構築を目指します。

弱視の方や色覚異常のある方にも見やすい、文字等の大きさやコントラスト、色使いに配慮したホームページや冊子、案内板等の作成を目指します。

また、災害時において、高齢者や障害者、妊産婦、子育て世代、外国人も含めたあらゆる人が情報を入手しやすいように多様な情報発信手段を検討します。

(3) 進捗管理と推進体制

本基本構想で定めた基本理念や取り組み方針等を踏まえ、ハード・ソフトの施策や奈良市バリアフリー基本構想(地区版)において地区ごとのバリアフリー基本構想の中で位置付ける事業について推進していきます。これらを着実に推進していくためには、バリアフリー整備の進捗状況を確認し、当事者参画のもと、継続的に協議・検討・推進していく体制整備を確立することが重要です。

したがって、本基本構想は、「奈良市ユニバーサルデザインマスタープラン」に基づき、「計画」(Plan)→「実行」(do)→「評価」(Check)→「見直し」(Act)を繰り返す PDCA サイクルの考え方を踏まえ、進捗管理を実施し、広く市民等への情報提供に努め、バリアフリー整備を継続的に推進していく組織として、「奈良市移動等円滑化促進協議会」を開催します。

しかし、個人が感じるバリアは様々で、その程度も個人によって異なるため、より良いバリアフリー社会を実現するには、当事者各団体・グループ等による意見交換・調整等を行って、課題や対応策を検討することが重要です。

そのため、この協議会での協議内容を当事者団体・グループ等へ提示し、そこでの意見を協議会に助言・提案することで、特定事業計画へと反映させ、より当事者が主体となったバリアフリー化の推進、情報発信等を行うことを目指します。



(4) バリアフリー化のさらなる拡充に向けた検討

1) 知的障害者や精神障害者等に係るバリアフリー化の推進

これまでは、主な対象者を身体障害者とし、ハード面のバリアフリー化を進めてきましたが、知的障害者や精神障害者、発達障害者等に対するバリアフリー化の取り組みをさらに進めていく必要があります。そのため、よりわかりやすいサイン整備や接遇のあり方等、心のバリアフリーの取り組みについて検討を進めます。

2) LGBTQ(性的マイノリティ)に係るバリアフリー化の推進

性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に寛容な社会の実現に資することを目的に、2023年(令和5年)6月に「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」が公布・施行されました。これにより、LGBTQ に関する理解増進に向け、バリアフリー化の取り組みを進めていく必要があります。そのため、LGBTQ への理解の促進についての取り組みを進めます。

LGBTQ…

LGBTQとは、「多様な性」を示す言葉のひとつであり、L…Lesbian(レズビアン: 女性同性愛者)、G…Gay(ゲイ: 男性同性愛者)、B…Bisexual(バイセクシュアル: 両性愛者)、T…Trans-gender(トランスジェンダー: 生まれた時の生物学的な性別と、自分の認識している性別が一致していない人)、Q…Questioning(クエスチョニング: 性自認や性的指向を決められない、迷っている)または、Queer(クィア: 異性愛者、及びLGBTの4つ以外のさまざまな性的指向・性自認の人の総称)の方々を指します。

3) 施設の機能分散によるバリアフリー化の推進

近年、高齢者の増加や障害者等の社会参加、子供連れの外出機会の増加により、多機能トイレや障害者用駐車場等、多くの設備がある施設への利用集中が問題となっています。そのため、多様化する利用者の特性等をふまえ、トイレや駐車場等の施設の機能分散の取り組みについて検討を進めます。

4) 認知症に係るバリアフリー化の推進

認知症の人を含めた国民一人一人が、その個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会の実現を推進することを目的に、「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が2023年(令和5年)6月に成立しました。これを受け、引き続き、認知症について正しく理解し、認知症の人や家族をサポートできるように「認知症サポーター養成講座」や「認知症カフェ」を開催するとともに、共生社会の実現に向けた取り組みについて、認知症の人や家族等の意見を丁寧に聴きながら検討を進めます。